

令和5年度 第1回農業委員会総会 (5.4.20)
開 会 午後2時 小平市役所 6階 601会議室

議 長 ～ ただいまから、令和5年度・第1回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 7番 宮奈委員、8番 吉沢委員にお願いします。

第1号議案 農地の権利移動又は設定許可申請の件(法第3条)

議 長 ～ 1番 譲 受 人
譲 渡 人

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
本件は農地の所有権移転に関する案件でございます。
所有権移転の理由と経過につきまして、事務局担当からご説明させていただきます。

事務局担当～ 本件は、農地を農地のままで所有権を移転するための許可申請に関する案件で
ございます。なお、該当の農地は、生産緑地及び市街化区域畑ですので、あらか
じめご報告させていただきます。
農地法第3条許可の基準については、農地の権利取得者が3つの条件を満たすこ
とが必要ですので、ここで簡潔にご説明させていただきます。
また、お手元に3条許可の概要の資料をご用意いたしましたので、そちらもご参
照ください。
1つ目は、農地の権利を取得する方または世帯員等が農地のすべてを効率的に利
用して耕作の事業を行うと認められるかという全部効率利用要件でございます。
2つ目は、農地の権利を取得する方もしくは世帯員等がその取得後において行う
耕作に必要な農作業に原則として150日以上従事することが認められるかとい
う、農作業常時従事要件でございます。
3つ目は、取得後において行う耕作の事業の内容や農地の位置・規模からみて、

農地の集団化や、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかという、地域との調和要件でございます。

この3つが判断基準となりますが、2つ目の農作業常時従事要件につきましては、要件を満たしていることをあらかじめ事務局で確認しております。

今回判断いただくのは、1つ目の全部効率利用要件と3つ目の地域との調和要件、すなわち、「農地のすべてを効率的に利用すると認められるか」、「周辺地域の農業利用に支障がないか」の2点です。

それでは、現地の状況報告を、9番加藤委員からお願いいたします。

9番加藤委員～ 4月14日、7番宮奈委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、落花生、じゃがいも、やまいも、トウモロコシの苗を作付けしており、今後空いている畑に夏野菜を植え付ける予定です。畑の取得後は、年内中にすべての植木を伐根して、野菜や果樹を植えていくとのことです。畑の一部は生産緑地に指定されていないため、申請を行うとのことです。畑も綺麗に整備されているので、新たに畑を取得しても問題ありません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を許可することに決定いたします。

第2号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 2番申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

2番

現地案内図は、2ページ及び3ページ、2番です。

15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 4月14日、2番中島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、数種類の植木、トマト、ジャガイモ、イチゴ、ニンニク、タマネギ、ネギ、エンドウ等が栽培されていました。従事者証明の発行は問題ありません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 3番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 3番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

3番

現地案内図は、ページ戻りまして2ページ、3番です。

15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 4月14日、2番中島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、第2号議案で対象となった畑と同一で、現況は先ほど説明したとおりです。適格者証明の発行をすることで問題ありません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第4号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長～ 4番 申 請 者
5番 申 請 者
6番 申 請 者
7番 申 請 者

以上4件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 4番から7番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 4月14日、2番中島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、下草が刈り込まれた綺麗な状態でした。栗が10本ほど植えられていました。問題ありません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

9番加藤委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番加藤委員～ 4月14日、7番宮奈委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、果樹と野菜畑及び体験農園として活用しています。綺麗に整備されており、問題ありません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

9番加藤委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番加藤委員～ 4月14日、7番宮奈委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ツツジを栽培、出荷している畑です。大変綺麗な畑で問題ありません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 4月14日、2番中島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、柿の木が48本植わっていました。除草も綺麗にされており問題ありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上4件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第5号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 8番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 8番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。

8番

現地案内図は、ページ戻りまして3ページ、8番です。

調査の報告を15番川島委員からお願いいたします。

15番川島委員～ 4月14日、2番中島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、非常に綺麗に整地されており、問題ありません。サツマイモ、サトイモを作付け予定です。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。以上が今月の議案でございます。

次に、3月13日から4月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

9番 譲受人

譲渡人

10番 譲受人

譲渡人

11番 譲受人

譲渡人

12番 譲受人

譲渡人

13番 譲受人

譲渡人

14番 譲受人

譲渡人

以上6件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

9番

現地案内図は8ページ、9番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

10番

現地案内図は8ページ、10番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

11番

現地案内図は9ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

12番

現地案内図は10ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

13番

現地案内図は11ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は賃借権の設定です。現況は宅地でございます。

14番

現地案内図は12ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月24日及び4月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。